

総合資格学院奨学金規程

【平成26年7月4日 法も規程第28号】

【平成28年3月18日 一部改正】

【平成30年3月14日 一部改正】

【令和元年11月27日 一部改正】

(目的)

第1条 この奨学金は、ものづくり大学の掲げる教育理念の下、高度な知識と技能を修め、建築士など建設業にかかわるものづくりの場において枢要な役割を担う有意な人材の育成を図ることを目的とする。

(原資)

第2条 この規程により給付する奨学金の原資は、この奨学金のために株式会社総合資格から本学に寄付された資金を充てる。

(奨学金の給付額及び給付期間等)

第3条 奨学金の給付額は、月額10,000円、年額120,000円とする。

- 2 奨学金は年額を一括給付とする。
- 3 本奨学金には返還の義務はないものとする。

(奨学金の受給対象資格等)

第4条 奨学金を受給できる学生は、原則として建設学科の3年及び4年の学生で次の各号に該当する者とする。

- (1) 学業成績が優秀で学習意欲に富み、かつ、人物健康とも優れ将来が嘱望される者
 - (2) 家計が経済的に窮している者
- 2 奨学生は、原則として毎年4名以内とする。

(申請)

第5条 奨学金を受けようとする者は、次の書類を学生課に提出するものとする。

- (1) 総合資格学院奨学金申込書（様式1号）及び確認書・振込口座届（様式2号）
- (2) 学資負担者の源泉徴収票（給与所得者）又は、確定申告書（給与所得者以外の者）の写し

(選考)

第6条 選考は、学生委員会の議を経て、学長が決定する。

2 学長は、本奨学生の採用を決定したときは、奨学生証を交付するものとする。

3 学長は、本奨学生の採用を決定したときは、株式会社総合資格に対し「奨学生決定通知書」(様式3号)及び奨学生証の写しを提出するものとする。

(選考)

第7条 この奨学金の事務は、学生課で扱う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃等は、代議員会の議を経て、理事長が決定する。

(環境整備)

第9条 本学は、本奨学金の給付に併せ、第1条に掲げる人材育成のための環境整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。